

20歳になられた皆さん、成人おめでとうございます。20歳を迎え、大人への第一歩を踏み出した皆さん、国民年金加入のお手続きはお済みですか？

国民年金は、老齢になったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなでお互いに支え合おうという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、日本に住所がある20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、今年度の保険料は月額16,340円です。20歳になられた方に、日本年金機構より「国民年金被保険者関係届書」とリーフレットが送付されます。必要事項を記入し、誕生日の前日から数えて14日以内に役場住民課または岐阜南年金事務所へ提出してください。（郵送も可能）

※20歳になられた時点で厚生年金に加入済の方、厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方は提出不要です。

※国民年金保険料の「学生納付特例」や「免除・納付猶予」の制度もあります。

国民年金の加入手続きや、各種相談については役場住民課または岐阜南年金事務所までお問合せください。

〈保険料の納付方法〉

国民年金保険料は納付書による納付の他に、口座振替、クレジットカード、ペイジーでも納付できます。

口座振替やクレジットカードでは保険料をまとめて納付する「半年前納」「1年前納」「2年前納」が可能です。前納していただくと通常の納付額と比べ保険料が割引になります。

前納の申込みには期限があり、今年2月末日までとなっています。前納を希望される場合は「口座振替納付申請書」を金融機関窓口、または岐阜南年金事務所へご提出ください。クレジットカードでの前納は「クレジットカード納付申出書」を岐阜南年金事務所まで提出してください。

口座振替、クレジットカードの納付申請書は役場でもお渡しできますので住民課窓口までお問合せください。

【問 合 先】住民課 ☎388-1115 / 岐阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署 違反対象物公表制度

羽島郡広域連合消防本部
☎388-1195

違反対象物公表制度とは、建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入力し、建物利用の判断ができるよう、消防署が把握した重大な消防法令違反をホームページに公表する制度です。当消防本部では平成31年4月1日から運用を開始します。

公表の対象となる建物は、飲食店・物品販売店舗・ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の1人で避難することが困難な方が利用する建物です。（消防法令上「特定防火対象物」とされている建物）

公表の対象となる違反は、消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。

いずれの違反も、火災が発生した場合に人命被害を伴う危険性が非常に高くなりますので、建物関係者の方は、火災予防上の不備がないよう、消防用設備などを法令に従って設置するとともに、適正に維持管理してください。

○公表までの流れ

- 1 立入検査の実施
- 2 立入検査結果の通知
- 3 関係者に対し公表する旨を通知
- 4 立入検査結果の通知から14日経過しても、なお公表の対象となる違反が認められる場合
→ 公表

なお公表後は、厳正なる是正指導を実施します。

